

電力・ガス取引監視等委員会

第33回料金審査専門会合

1. 日時：平成30年10月25日（金）10：00－12：00
2. 場所：経済産業省本館17階国際会議室
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、男澤委員、辰巳委員、東條委員、華表委員、松村委員

（オブザーバー）

河野 康子 全国消費者団体連絡会 前事務局長
大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役
太田 哲生 消費者庁 消費者調査課 課長
小浦 道子 東京消費者団体連絡センター 事務局長
下村 貴裕 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室長
下堀 友数 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 ガス市場整備室長

（説明者）

大亀 東京電力EP 取締役副社長
藪下 東京電力EP 経営企画室 経営基盤構築 グループマネージャー
神田 東京電力HD 経営企画ユニット グループ事業管理室 原価分析グループマネージャー

○恒藤ネットワーク事業監視課長 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第33回電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本会合の構成員に変更がございましたので、新たにご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

まず、新日本有限責任監査法人シニアパートナー公認会計士の北本様でございます。

続きまして、有限責任監査法人トーマツパートナーの男澤様でございます。

続きまして、ボストンコンサルティンググループパートナーの華表様でございます。

以上、3名の方に新たにご就任いただいております。

なお、本日、梶川委員、それから南委員におかれましては、ご都合により、ご欠席でございます。

また、本日は、議題（1）に関連いたしまして、説明者といたしまして、東京電力エナジーパートナー株式会社大亀取締役副社長、それから関係者といたしまして、東京消費者団体連絡センターの小浦事務局長にご出席をいただいております。

本日の議題は、資料1にございますとおり、議題（1）原価算定期間終了後の小売電気料金・小売ガス料金の事後評価について、それから議題（2）一般送配電事業者・ガス導管事業者の収支状況等の事後評価について、の2点でございます。

本日の議事の模様は、インターネットで同時中継も行ってございます。

では、これより議事に入ります。

以降の議事進行は、山内座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○山内座長 おはようございます。それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

まず、議題（1）原価算定期間終了後の小売電気料金・小売ガス料金の事後評価について、これは資料3、4となっておりますが、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○鎌田取引監視課長 おはようございます。

小売電気料金、それからガス料金の順に、続けて説明をさせていただきます。

まず電気料金のほうは、資料3でございます。

まず、2ページに目次がございますが、資料の構成でございます。目次にありますとおり、大きく2部構成になっておりまして、1つ目が、電気事業利益率等の状況、2つ目が原価算定期間終了後の追加検証となっております。

なお、今年度は、ことし7月1日の値下げによりまして、原価算定期間が終了しておりません関西電力を除く、電力会社9社、こちらが事後評価の対象となっております。

次に、4ページをごらんください。こちらでは、現行の事後評価の仕組みについて、整理しております。平成24年3月の電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書における提言を受けまして、事業者においては、料金算定時の原価と実績の比較及びその差異要因、利益の使途、収支の見通しなどを示すこととされ、また行政においては、構造的な要因として利益率が必要以上に高いものとなっていないかを確認し、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することとされております。

5 ページでございます。こちらは、料金変更認可申請命令の発動に関する審査基準を整理しております。

変更認可申請命令の発動の要否につきましては、2つのステップで判断することとされております。

まずステップ1でございますが、規制部門の電気事業利益率につきまして、当該電力会社の直近3カ年の平均利益率、これが電力会社10社の過去10年間の平均利益率を上回っているかどうかを確認いたします。このステップ1に該当した場合には、図の中ほどにございますが、ステップ2のほうに進むということでございます。

ステップ2には、2つの基準がございます。1つ目は、左側の図にございますが、料金改定以降の超過利潤の累積額が、事業報酬額である一定水準額を上回っているかどうか。

2つ目が、右側の図でございますが、自由化部門の収支が2年連続で赤字となっているかどうか。この2つの基準のいずれかに該当するかどうかを確認することになります。

1 ページ飛ばしていただいて、7 ページでございます。こちらが、ただいま申し上げました料金変更認可申請命令の基準を、今回の事後評価の対象となります9社に適用した結果をまとめたものでございます。

まず、表の上のほうでございますが、ステップ1のところですが、この表の一番右端にございますとおり、電力会社10社の過去10年間の平均利益率は2.0%となっております。これを過去3年間の平均利益率が上回る会社があるかどうかということですが、表のとおり、北海道電力が2.1%、東北が4.7%、東京電力エナジーパートナーが3.3%、中部が3.5%、九州6%、沖縄4.3%、この6社が水準を上回っているということでございます。

この6社につきまして、ステップ2に進むということございまして、こちらにつきましては、超過利潤累積額と一定水準の比較になりますが、例えば中部電力をごらんいただきますと、中ほどに29年度末の超過利潤累積額としましてマイナス713億円というのがございます。こちらとその下の一定水準額の423億円を比較しまして、一定水準額を超過利潤累積額が下回っているということでございます。

その下の「C」の「自由化部門の収支」でございますが、こちらにつきましては、中部電力では28年度が861億円のプラス、29年度が844億円のプラスということで、両年度において黒字となっているということでございます。

この状況につきましては、ほかの5社も同様ということで、この審査の結果、変更認可

申請命令の発動の要否に関する検討対象には、電力会社はなかったという結果になっているところでございます。

次に、8ページから16ページでございますが、こちらには、今申し上げた9社の経営成績の概況をまとめております。時間の関係で、詳細な説明は控えさせていただきますけれども、構成としましては、左側のほうには個別決算及び部門別収支の概要としまして、前年度と今年度の比較をしております。右側のところでは、規制部門の原価と実績の比較を記載しているところでございます。

また、17ページのほうには、電力会社各社の自己資本比率の年次の推移を載せておりまして、次の18ページには、一株当たりの配当を年次の推移としてまとめているところがございますが、ご参考にしていただければと思います。

続いて、19ページ以降では、原価算定期間終了後の追加検証について、まとめております。

今年度は、審査基準のステップ1の基準に該当し、かつ公的資金が投入されている、規模が大きく影響が広範であるといった点を踏まえまして、東京電力エナジーパートナーを追加検証の対象とさせていただいております。

20ページをごらんください。こちらでは、追加検証におきまして留意すべき論点を記載しておりますので、ヒアリングに当たっての参考としていただければと思います。

大きく3点ございます。1点目が、料金原価と実績費用の比較でございます。

2点目に、規制部門と自由化部門の利益率の比較。

そして、3点目に、経営効率化への取り組みを論点として挙げております。

なお、東京電力エナジーパートナーの原価算定期間は、平成24年度から26年度の3年間ということで、当該期間の実績との比較は既に実施済みということを踏まえまして、10ページにも記載しておりましたが、昨年度同様、直近の平成29年度の実績との比較をしております。

また、原価が分社化前の旧東京電力の数値であることから、実績数値としましては、東京電力エナジーパートナーの数値に加えまして、次の21ページに記載しておりますが、旧東京電力ベースの数値との比較をしております。

最後、22ページには、東京電力の値上げ時に、消費者庁からの意見がありました。これに対する経済産業省の回答の抜粋を掲載しておりますので、こちらも適宜ご参考にしていただければと思います。

電気料金については、以上でございます。

次に、ガスのほうに移りまして、資料のほうは資料4でございます。

ガスの小売料金に関しまして、まず今年度の事後評価の対象となる事業者でございますが、経過措置料金規制の対象事業者9社のうち、評価開始時点で原価算定期間が終了していない東京ガス、それから既に今年度中の料金改定を表明している大阪ガス、この2社を除く7社が対象となっております。

4ページをごらんいただきますと、こちらでは、ガスの事後評価の仕組みについて整理したものを掲載しております。

平成25年10月の電力・ガス事業分科会ガス料金制度小委員会報告書における取りまとめを受けまして、原価算定期間の終了後に料金改定を行わない事業者においては、料金算定時の原価と実績の比較及びその差異の要因、収支の見通しなどを示すこととされ、また、行政においては、構造的な要因として利益率が必要以上に高いものとなっていないかといった点を確認し、必要に応じて、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することとされております。

5ページでございます。こちらは、料金変更認可申請命令の審査基準でございますが、基本的には電気と同様の立て付けになっておりますので、詳細は省略させていただきます。

7ページでございます。こちらは、電気と同様に、審査基準に事後評価の対象会社の数字を適用した結果をまとめたものでございます。

まずステップ1でございますが、これも表の右のほうに4.5%とございますが、これが規制料金の対象となっているガス会社9社の過去10年間の平均利益率でございます。

これに対しまして、7社のうち京和ガス、それから熱海ガス、この2社が4.5%を上回っているという状況になっております。

続いて、京和ガス、熱海ガスにつきまして、ステップ2の基準であります規制部門の超過利潤の累積額に係る基準と自由化部門の収支に係る基準を適用した結果を、下のほうに掲載しております。

例えば、京和ガスでございますが、ちょうど中ほどですが、超過利潤の29年度末の累積額でございますが、こちらが5,900万円でございます。これに対しまして一定水準額のほうが3億3,600万円ということで、一定水準額を下回っているような状況になっているということでございます。

自由化部門の収支につきましては、28年度が+5,300万円、29年度が+7,600万円という

ことで、こちらも2期連続で黒字になっているということで、熱海も同様でございますが、ステップ2の基準には該当しないということで、料金変更認可申請命令発動の要否について検討対象となるガス会社はなかったということでございます。

8ページでございますが、こちらは、本年度の事後評価の対象となっております事業者のうち、経済産業省の本省の事後評価の対象となっております、東邦ガスに関する経営成績の状況等を記載しております。

9ページ、10ページにつきましては、地方局の事後評価の対象となっております、事業者6社に関する経営成績の概況等をまとめたものとなっております。

こちら、時間の関係もございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料5に基づいて、東京電力エナジーパートナー株式会社取締役副社長でいらっしゃいます、大亀様よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○東京電力エナジーパートナー（大亀取締役副社長）　　東京電力エナジーパートナーの大亀です。よろしくお願いいたします。

ご説明に入る前に、先般、監視等委員会様より、弊社の業務改善勧告を頂戴いたしましたので、一言申し上げさせていただきたいと思っております。

先般、10月11日に、電気事業法、それからガス事業法の規定に基づきました、契約締結後の交付書面の不交付などにつきまして、そういったことがございましたので、それを受けまして、業務改善勧告をいただいているところでございます。

弊社につきましては、3月に別の交付前のことでいただいているところがございまして、こういったことを真摯に受けとめまして、今後、このようなことがないように、法令遵守と再発防止策をしっかりとやっていきたいと思っております。

11月15日の期限までに、弊社のいろいろな対策とか、いろいろなことをやりまして、報告書を提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料5に沿いまして、ご説明させていただきます。

東京電力の小売電気料金の評価についてということで、ページとしては2ページをばらしてください。

2ページは、2012年に料金改定いたしました概要について、取りまとめてございます。

先ほどお話のありましたように、2012年度から14年度の3カ年を原価算定期間としました料金改定を、2012年9月より実施させていただいております。

続きまして、3ページですが、2017年度の部門別収支の実績でございます。表に数字はまとめてございますが、電気事業利益につきましては、規制部門におきまして400億円、自由化部門におきましては653億円という結果になってございます。後ほど、いろいろと説明いたしますけれども、大きな要因としましては、原子力発電所の停止などの収支悪化影響があったものの、引き続き全社挙げたコスト削減に努めた結果としまして、規制、それから自由化部門ともに黒字、率としては表に掲げてございます2.5%、自由化部門は2.6%という結果になってございます。

続きまして、4ページですけれども――3ページもちょっとございましたが、表のところに赤く色をつけたところが、旧東京電力の単体の数字でございます。参考として記載してございます。それにつきましては、先ほど経済産業省様よりもございましたが、分社化前の料金改定でございましたので、それと近い形で表示するほうがわかりやすいのではないかとということで、旧東京電力の単体の、4ページにございます、大きく黒枠で囲っています、ホールディングスとフュエル&パワー、パワーグリッド、エネルギーパートナーという4つをまとめた数値を記載してございます。これから比較につきましては、旧東京電力単体の数字で比較をしていきたいと思っております。

それでは、6ページをごらんください。6ページは、電気料金の改定の際の原価の前提諸元と、実績をまとめたものでございます。表のところでございますと、一番上のところからは販売電力量ですけれども、差異のところをみていただきますと、原価の織り込みからは440億kWh下がっているというところ、為替レートは上がっている、原油価格は低下、マイナス60ドル、原子力利用率は、動いていませんので、18.8%の利用率の織り込みのところはゼロという形、平均経費人員ですが4,199人少なくなっているという状況。

その下は、電力の需給バランスについて書いています。販売電力量が落ちた関係もございまして、発受電電力量としては大きく下がっている。その内訳としては、主に火力発電、その中でも石油火力については、極力絞るような形にしている。一方で、石炭につきましては増えているという状況。原子力は、先ほど申しましたように、織り込んでいたkWhというのはゼロになっています。他社購入につきましては、安いものをどんどん購入することになるので、プラスになっている。大きくはこういうふうな状況になってございます。

7ページ目でございますが、今の大きな状況のもとに、各費目ごとに料金原価と実績を

比べた表になってございます。左はエナジーパートナー——グレーの部分——の単体のところでございます。赤のところは、先ほど申しました旧東京電力単体ということで、原価の比較という意味では、赤いところをみていただければと思っております。

トピックス的なところは、この後で説明いたしますけれども、人件費は若干の下がりというところと、特にプラスになっているところは、一番下の行にございます、諸経費です。諸経費のところは、差異として317プラスというふうになってございますが、後ほど説明させていただきます。

あわせて、エナジーパートナー単体のグレーの部分では、購入電力料というところがプラスになってございますので、これにつきまして後ほど説明させていただきます。

ただし、東京電力エナジーパートナーのところは、もともと購入電力料の原価の部分というのは、東京電力以外のグループ外からの購入の部分でして、実績としましては、東京電力エナジーパートナーとしては、グループ内のフェエル&パワーとか、ホールディングスのほうから購入していますので、そこが全て会計上は購入電力料になるということの差異で、形としては増えているようにみえているということがございます。

続きまして、8ページをごらんください。8ページは、人件費の部分でございます。数字は表で示してございますが、上のポツのところでございますように、料金査定を踏まえた年収削減とか、あるいは1,000人を超える希望退職などの方策によりまして、効率化の深掘りに努めてまいりました。

新・総合特別事業計画は、2014年ですけれども、それに基づきまして、コスト削減計画の超過達成分の一部を原資とします、処遇制度改編を実施しています。その関係で、給料手当は、表のところにありますように、プラス19ということで、ほぼ同じですが若干プラスということで増加しています。

一方で、人員が大きく減少していますので、退職給与金とか、厚生費は減少しているということで、トータルとしましては人件費は142億円減少しているということでございます。

9ページは、処遇制度改編につきまして、説明をしているところでございます。目的としましては、1つ目のポツのところでございますが、震災以降、人材の流出が顕著に大きく出ていまして、人材面の劣化が加速した関係で、これから先の廃炉を含めた事業運営がリスクとして表面化になったというときに、社員が意欲を持てる企業に早期転換すべく、総合特別事業計画の中で、コスト削減の超過達成分の一部を個人の業績に応じて処遇に反

映するという仕組みを採用したということでございます。

続きまして、10ページをごらんください。10ページは、購入電力料のところでございます。購入電力料につきましては、マイナス278億円ということですが、大きな要因としましては、燃料価格が低下したということでございます。購入の電力量自体は増えているのですが、それ以上に燃料価格の低減のほうが上回っているという状況でございます。

続きまして、11ページ、諸経費のところでございます。諸経費につきましては、コスト削減に努めたものの、トータルでは317億円プラスになってございます。下に、ちょっと細かい字で恐縮なのですけれども、表と、プラスになっているところの主なものにつきまして、補足ということで、右下のところに書いてございますので、若干補足説明させていただきます。

まず、補償費のところにつきまして、プラス127億円ですが、これは2017年度、ウラン購入契約の一部減量に伴う補償料ということで、155億円を計上してございます。

それから、委託費のところでございますが、これはトータルとして16億円ということですが、いつもご報告しております賠償対応費用とか、安定化維持費用につきましては、記載のような変動になってございます。

それから、普及開発関係費でございます。これはプラス61億円ですが、小売全面自由化による新メニュー、新しい取り組みの販売促進の活動に係る費用ということで、2017年度は67億円を計上してございます。

それから、一番下に諸費ということで、プラス569億円ということになってございますが、ご説明させていただきます。

そこに記載のように、寄附金につきましては、織り込みよりも、料金原価よりもプラス58億円となっております。内容としましては、福島県避難市町村生活再建支援事業への寄附ということで、ここは家賃の賠償でございます。その前まで家賃の賠償をしていたところを打ち切りさせていただきました関係がございしますが、その後、国、それから福島県のほうからの要請もあり、かつ福島県のほうで家賃賠償支援を継続していくということがされましたので、当社として福島県のほうに寄附しているという状況でございます。

それから、団体費につきましては、プラス77億円ということでございます。ここにつきましては、広域運営機関とか、福島の相双復興推進機構等に団体費として支出してございます。

それから、一番下にございます、ウランの現物支払い充当に係る評価損計上による費用

の増ということで、264億円を計上してございます。このところは、ウランの購入につきまして現金を払うかわりに、持っているウラン、現物で支払うということをやっております。そのときに、現在持っているところの簿価と、払うときの今の市況との差につきまして、雑損として計上しているところでございます。

続きまして、12ページをごらんください。料金原価と実績につきまして、額ではなくて、kWh当たりの単価で比較した状況を表にしたものでございます。表でいうと、ピンク色のほうが燃料費等ですが、主に燃料価格が下落したことによりまして、単価としては2.75円下がってございます。

一方で、青い設備費につきましては、コスト削減によって設備費の減少自体は7%——下の帯グラフにあります、額としては7%ぐらい下がっているのですが、販売電力量もそれ以上に下がった関係で、単価としては逆に0.88円上回っているということになります。合計としましては、実績が原価を1.87円下回っているという結果でございます。

続きまして、14ページをごらんください。ここから経営効率化の内容につきまして、ご説明させていただきます。

14ページの左下には、4つ赤い枠等で囲ってございますが、今まで東京電力におきましては、大きなコスト削減に関係します計画を策定あるいは改定してきてございます。震災当初の東京電力に関する経営・財務調査委員会のところでのコスト削減施策2兆円——10年間ということですが、そこから始まりまして、2012年の総合特別事業計画——総合特別事業計画が現在の料金改定の前提になってございます。

その次に、2014年の新・総合特別事業計画ということで、料金の査定を受け、さらに深掘りをしたものが必要だということもございまして、2014年に改めて新・総合特別事業計画を策定したということでございます。

それから、2017年、現在、新々・総合特別事業計画と称してございますが、さらに1兆円深掘りしまして、全体で6.6兆円規模になるのですが、10年間の総額としてその規模のコストを削減する目標で進んでいるところでございます。

15ページは、経営効率化の織り込みと、それから現在のそれに対する実績というところでございます。ここにつきましては、表にあるとおりということでございますが、当社は外部専門家の活用による調達改革とか、生産性倍増の取り組みとか、いろいろとこれまで得られた知見も含めて活用しまして、工事・点検の実施範囲、数量、時期の見直しなど、コスト削減に努めてございます。

その結果としまして、料金の改定時の効率化目標3,626億円のところを、2017年としまして8,436億円のコスト削減を達成ということで、深掘り額としては4,810億円ということになってございます。

震災直後に実施しております緊急避難的な支出抑制は、2017年度も継続して行ってございません。

続きまして、16ページをごらんください。16ページと、続いて17ページが連続した表になっているわけですが、ここにつきましては、今の深掘りの内容につきまして、少し項目を細分化して表示したものでございます。

中に、今年度の数値と、それから括弧としまして2016年度の効率化の深掘り額を併記いたしてございます。若干プラスになったものとか、マイナスになったものがございますが、年度によって、対象も効率化ができる知見はあるものがあるのですが、その効率化をする物量の変動の差が毎年出てきているところもあるので、例えば定検が多い年とか、少ない年とか、そういったこともございますので、そういった意味で年度でぶれる部分がございます。

それから、次の18ページに具体的な取り組みの事例ということで、2つ事例を紹介させていただいてございますので、ご説明させていただきます。

事例1ということですが、こちらは火力発電設備の定期点検でカイゼン作業拡大によるさらなる効率化ということですが、「○」のところがございますように、定期点検作業の短時間・少人数化に向けまして、これまでカイゼンをしてきているところですが、さらにシンカ（進化・深化）させているところでございます。

具体的には、複数人で今まで作業していたところを、1人作業で同時併行して行うということで、業務のやり方を変えたりして達成していくということでございます。

2つ目は、事例2ということで、メーカー施工・製作からの脱却ということでございます。従来は、既存メーカーに一括発注をしてございました火力発電設備のメンテナンスにつきまして、機器購入と現地の工事を分離して発注することで、取引先の拡大とか、自分たちでやることを含めて工事の内製化ということで、工事費の抑制を実現してございます。こういったところを顕著な取り組み事例として挙げさせていただいています。

19ページは、そういった取り組み事例につきまして、ホームページに掲載してございますということで、東京電力ホールディングスの中のホームページに、競争力向上の取り組みという項目がございます。その中に、生産性倍増というところがございますので、その

中でいろいろな事例を紹介させていただいてございます。

続きまして、20ページをごらんください。電気料金の評価ということでございます。

2017年度につきましては、原子力発電所が全機停止しましたことに伴いまして、燃料費の増加等の収支悪化影響がありましたけれども、コスト削減に努めた結果、規制部門における当期純利益につきましては284億円となっております。この純利益につきましては、親会社であります東京電力ホールディングスに配当等で充当してございます。用途は、福島事業、それから財務体質の改善ということで、これは次のページで説明させていただきます。

料金改定につきましては、柏崎刈羽の原子力発電所が今停止しているところもございまして、販売電力量が大きく減少している、それから全面自由化によって競争激化している、そういった厳しい経営環境がございまして、今後の経営環境や市場動向などを総合勘案しまして判断してまいりたいと思っております。

21ページにつきましては、今お話ししました配当について、東京電力ホールディングスの用途ということでございます。大きくは2つございまして、1つは賠償関連ということでございます。国の機構のほうから資金の援助を受けてございますので、それに伴って納付します特別負担金の原資として充当しております。

それから、2つ目は廃炉関連。ここににつきましては、汚染水の貯蔵タンクのリプレースとか、燃料の取り出し、こういった投資等の原資として充当していくということでございます。

そのほか、配当によって得た利益を内部留保しまして、自己資本を充実させることによって、財務体質の改善に取り組んでございます。

私のほうからの説明は、以上でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、各委員、ご自由にご質問等、ご発言をいただきたいと思っております。例によりまして、お手数でございますが、発言をご希望される方は、ネームプレートを立てていただくというふうをお願いしたいと思います。

それでは、どうぞご発言のご希望はございますでしょうか。

それでは、河野オブザーバー、どうぞ。

○河野オブザーバー　　ご説明ありがとうございました。私は一般消費者といたしまして、今回もここで行われております、電気料金、ガス料金の公開の場におけるフォローアップ、

チェックということに関しまして、まずもって感謝申し上げたいと思います。このような仕組み、事後監視があるからこそ、料金明細票——私も今、手元に、電気とガス両方とも、自宅の料金明細票を持ってきましたけれども、これに載ってくる情報がだいぶ増えておりまして、こういった場の効果が、徐々に社会の中にも浸透してきているのではないかと考えております。

ただ、一方で、開示していただいている情報に関しまして、私たちが十分理解し、日々の暮らしに活かしているかということ、そのところはまだまだ難しいですので、ぜひこの委員会の先生方の専門性を活かして、情報量、交渉力のない私たち一般消費者にとって、よりよい方向に事業活動がいくように、今後ともアドバイスをお願いしたいと思いますし、その結果を社会全体に還元していただきたいと思っております。それがまず1点目です。

2点目は、今回、電気料金とガス料金の料金審査を公表、チェックしていただいております。今後に向けての論点も示していただいております。電気料金は、私たちに消費者にもなじみがありまして、普及の度合いも、都市ガスに比べますとだいぶ違います。ガス料金をどういうふうに見たらいいのかというのが、よくわかりませんので、都市ガス利用者にとってわかりやすい形でのフォローアップをお願いできればと思います。

3点目です。東京電力さんをご報告くださいました内容に関して、震災以降、電気料金の値上げがありまして、私たち消費者も電気料金の仕組みを改めて知ることになり、特に東京電力さんの取り組みというのは、非常に関心が高いところでございます。

経営効率化等に本当に一生懸命取り組んでくださっているということは、経年のフォローアップによって、私たちも知るところになっているのですけれども、きょうのご報告で伺いたいことがありまして、3点、質問させていただきたいと思っております。

1点目は、6ページで全体像を示していただいておりますけれども、経済性に優れた電源を扱っていますよというのは、もちろんそのとおりで、私たちは、電気料金が気になりますが、そのとおりだと思うのですが、例えば今、社会で優先価値としてみられている環境負荷が少ない電源とか、それから原子力のような社会的不安が高い電源とか、そういったものに対する選択といいたいまいしょうか、現在は石炭火力をだいぶ使われていて、それは確かに経済性に優れる電源なのですが、今後に向けて、それ以外の選択肢について、会社としての方針を持っていらっしゃるのかどうか、伺いたいと思っております。

また、先ほど11ページでお示しいただいた支出のところ、今使っていないのでございますけれども、原子力発電に関わるウランで、155億円の補償費の部分と、それから諸

費のところでは264億円の負担で合計400億円、実際は事業に使っていないコストが発生しているわけで、そのあたりを今後どうしていらっしゃるのか。これは恐らく毎年、こういうコストが発生していくと思いますし、そのうち動くとおっしゃられればそうかもしれませんが、最初の質問と関係しますが、ウランに関わるコストを含めて、環境負荷に対するエネルギー確保の今後の考え方を教えていただければと思います。

それから、3点目の質問になるのですが、最初に書面不交付ということに対して業務改善勧告が出たということをお話してくださいましたが、一方で、徹底した業務の効率化を進められていらっしゃいます。そのことと、今回の書類を出せなかったということ、現場での働き方において効率化を優先する余り、なかなか業務に対する配慮みたいなのが不十分だったのか、それともこれは単発的で、構造的なものではなく、改善可能なものなのかというところを教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

質問が多いと思いますので、少しまとめて質問を受けてから、お答えをと思います。

それでは、辰巳委員。

○辰巳委員 ありがとうございます。今、河野さんのお話くださった前段部分は、全く私も同感で、私たちにかなりいろいろな数値を出していただいているので、説明して下さっているとは思いますが、これをちゃんと理解するにはとても難しいと思っております。

まず、具体的に東京電力さんが開示してくださったお話に行く前に、全くお恥ずかしい話なのですが、経産省のほうでつくってくださっているのだと思いますが、資料3のところ、各社の自己資本比率を一覧にしてお出してくださっているのですが、その数値をみていて、福島以降、いろいろなことがある故に――自由化が大きな原因かもしれませんが、以降、こういうふうになっているのかなと思いつつも、かなりこの違い、つまり何がしたいかといいますと、平成20年の頃は、自己資本比率が全社大体同じような数値、それが今回の平成30年のところを見ると、ものすごくばらつきがあるとか、このあたりに関しても、事務局のほうからご説明いただいたほうがいいのかな、何でこんなふうにならいろいろな差があるのかなというのを、数字を並べるだけではなくて、もう少しご説明いただきたいと思ったのが1つ。

それから、電気の自己資本比率をみていて、ガスと比較すると、ガスはものすごく大き

いなと思ったというのもあって、それぞれ各社の経営方針の違いなのかもしれないですが、私企業ではあるけれども、公共でみんなが使う、ベーシックな事業でありますもので、そこら辺が望ましい感じの範囲があるのかどうか、そのあたりも感覚として捉えたいと思うので。特別収益を上げちゃうというのは、公共事業としては、たとえ私企業でもおかしいのではないかと私は思いますもので、そこら辺の、「そうじゃないよ」ということなら、そういうことを教えていただきたいというのが1つ目です。

それから、あと東京電力エナジーパートナーさんのご説明の中で、幾つかご質問があって、まず河野さんがお話になった石炭に関しては、私たちとしてはすごく気になっております。たぶん会社も長期的に2050年を目指してCO2ゼロにしていかなければいけないという社会にあって、どういうふうにご考慮されるのかというのは、とても気になるということなんです。

それから、11ページの諸経費のご説明です。これは全体の中で、どうしても大きな金額としてプラスとして出ておりますもので、パッとみたときに、私たちは着目して〈エッ？何でこんなに〉と思うので、それに関しては丁寧にご説明をということで、右側に説明を書き添えていただいているのですが、やはりひっかかる部分があって、まず1つ目は、軽いところからいうと、実績がすごく上がった普及開発関係のところなんです。これは自由化のために経費が必要だったというご説明だというふうにご説明いただいているのかなと思うのですが、メニューの説明ということで。

そこで、私、曖昧な認識かもしれないですが、これは東京電力エナジーパートナー様がつくっているメニューの普及開発のための費用ということで、よろしいんですね。

そうじゃない、東京電力さんが関わっている、別の小売事業者というのも幾つかあるような気がするんです。それは電気を売っているというだけなのかもわからないし、よくわからないのですが、一緒に協力して東京電力の電気を売っていますみたいな感じで販売している会社も幾つかあるのですが、そういうところのメニューのところまではいっていないということで、よろしいんですね。そういうので、ちょっと気になった、新メニューの中身は何なのかということをお伺いしたいと思います。

一番気になったのは、ウランの話なんです。実をいうと、さきにこの資料を頂戴した折には、こんな説明が全くなかったのです。書いている内容が全く違っていたのです。それで、新たにきょういただいた資料では、きのういただいた資料といったほうがいいのかもわからない、ウラン購入契約の何とかかんとか、ウラン現物支払い何とかという話がかかれ

ていて、だからこれはたぶん、原子燃料に関わる費用なのだろうと思うのですが、それが市況との差でこんなに大きくなるとか、ご説明の中身がみえないです、何に対してのお金なのか。

書いていただいたことは、ないよりはいいと思います。前回のような燃料という書き方では全くわからなかったのですね。そういう意味ではいいとは思いますが、もう少し書くなら書くで、丁寧に書いてほしい、わかるように。これだけ読んだだけでは、わからないと私は思うのですけれどもね。それが1つです。

それから、配当金をホールディングスに回して、その用途はというご説明があったのですが、今までよりはかなりみえるようにして下さったという点ではいいなと思ったのですが、これは説明だけで、金額が全然入っていないのですが、それはどうして入れてくださらなかったのかというのは、結局、少し使って、ほとんど内部留保になっているということもあり得るかもしれないのですね。そこら辺を、せつかく書いて下さったのなら、丁寧に見える化をしていただきたいと思ったということです。

今、聞きながらメモした点はそれだけで、後でまたもし出てくれば、お願いします。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、松村委員にご発言いただいた後で、一旦ご回答をいただくということにしたいと思います。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 まず、東京電力の資料のスライド8のところ、念のために確認です。年収の削減。2011年度6月より、一般職20%減、ずらずらっと書いてありますが、これは普通の人を読めば、2011年5月に比べて20%減と解釈すると思うのですが、それは本当に正しいのでしょうか。

これはその前に、別の理由で震災前に実際の支給額は10%減になっていて、その10%減と合わせて20%ということですか。そうではなく2011年度6月の直前に実際に支払われていた額に比べて20%減ということですか、という点を確認させてください。その後の、下の数字もみんな同じです。

誤解のないよう念のため申し上げます。効率化の深掘りによって経費が削減された分の一部を処遇改善に充てること自体は間違っていないし、それは機構を初めとして第三者がちゃんとみているので、それに異議を唱える意図ではありません。ただこの説明を読めば、普通の人には直前の実際の支払額に比べて20%減と理解しますが、その理解で正

しいことの確認です。

次に、深掘りなのですが、ずっと同じことをいっているのですけれども、効率化というときに、本当に今まで同じ物量を調達するのに、10兆円かかっていたものを5兆円にできるようにになったというのは、文字どおり効率化。今まで10年間で取り替えていたものを10年間使えるようにしたということだとすると、その年に削減した額よりは実際の総削減額は小さくなるはずなのですが、それでも確かに効率化で、サステナブルな効率化。一番いけないことは、今やるべき投資を将来先延ばしした結果として、今は1兆円コストを削減したけれども、10年後の投資になった結果として、コストが2兆円になったなどというのは、コスト削減でも効率化でも何でもない。

今までの東京電力の説明では、そういうたぐいのものではなく、最初あるいは2番目にいったもののカテゴリーで効率化が進んでいると理解している。したがって、処遇改善に充てられているのをみな納得しているとしても、もし3番目のカテゴリーのものが大量に混じっていて、将来、コスト増が表面化してきたときに、同じ態度では当然臨めませんよ。処遇改善は当然と考えるのは、効率化がちゃんとされていることが前提ということ、毎回同じことを確認していますが、今回も繰り返させてください。

次に、事務局の資料3です。先ほど自己資本比率について出てきました。自己資本比率がどれぐらい望ましいのかというのは、少なくとも料金規制のレベルの了解では、3割が望ましいということになっており、3割に向けて改善していく。したがって、3割ないところも、3割あるという前提で、料金原価がつくられていることは、思い出す必要があると思います。

ただ、一方で、それが本当に正しいかどうかということについては、圓尾委員が繰り返しておっしゃっていることですが、例えば託送部門とそれ以外の部分は明確に分かれてくる状況になったときに、比較的安定的な収入が見込める託送部門が本当に3割も必要なのでしょうかという話と、それから両方合わせた全体としてどれぐらい必要なのでしょうかという議論は、託送料金を考えていく段階で再検討しなければいけないことだと思います。

そこで、私、ちょっと気になる――以前も同じことをおっしゃったと思いますが、私、以前も同じことをいったと思いますが、利益をあげるものの中には、当然、資本コストとして、正常利潤としてあげる部分がある。その部分で、もし自己資本比率が3割に到達していないのだとすれば、それは内部留保を積み増して3割に近づけていってもらいたいというのは、制度が予定していることであり、望ましい行為であるという整理になっていたはず。

そんなものを積み増す余裕があるのだったら料金を下げろとあって、そのようなことはいうべきではないのではないか。コストを削減して、正常利潤に当たる部分をちゃんと稼いで、資本を増強していただくは、制度が予定したことだということは、もう1回確認する必要があると思います。

一方で、自己資本比率3割に遠く及ばない段階で、普通配当をもう始めている、何年も続けているということからすると、電力会社自体が3割の自己資本が正しいと思っていないという何よりの証拠なので、原価のほうでいつまでも自己資本比率3割を擬制するのは、根本的におかしいのではないか。この点は長期的に考える必要があると思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

大変ないろいろな問題があったのですが、整理すると、河野さんの2つ目におっしゃったガスのフォローアップの件は、事務局からコメントをいただきたいということですか。それはご意見ということで、よろしいですか。

○河野オブザーバー 今後に向けて、わかりやすくぜひ説明してくださいという要望です。

○山内座長 ありがとうございます。そうすると、東電については、3つ質問があつて。

それから、辰巳委員から自己資本比率の話がありましたので、これは今、松村委員が解説をしてということなので、東電についての質問は4ついわれた……。

○辰巳委員 ガスの自己資本比率。

○山内座長 ガスの自己資本比率について、なぜ違うのか。これについて。それから、東電について4つ質問されて、松村委員は、東電について2つ質問されたということなので。ただ、かなり関係しているところがあるので、大変申しわけないのですが、まず事務局からガスの自己資本比率について、少しご見解を述べていただいて、それから東電側から質問について、要点といいますか、それでご説明いただければと思います。

それでは、まずガスについて。

○野沢管理官 先ほど松村委員から、いろいろご助言いただいて、ありがとうございます。

あわせて、ガスなのですが、電気と大きく違うというのは、電気の場合、節電の影響で需要が低下しているとかありますけれども、ガスの場合は、導管がそれぞれ各社延伸しておりまして、需要が電気よりは伸びているという状況もあります。例えば、今、大手の東

京ガス、大阪ガス、東邦ガス、3社でみましても、過去直近5年間の導管延伸は、年平均で、各社ばらつきがありますが、300kmから600km、毎年延伸しているという状況もあります。そういう状況もあり、自己資本比率はこの数字で推移しているのではないかとこのことで考えています。

以上です。

○山内座長 自己資本比率はどこがいいとか、配当との関係で難しいと思いますが、たぶんファイナンシャルのポジションによっても、配当するかしないとか、いろいろあるので、ここだったらなかなか難しい。それは松村さんがいったみたいに、料金設定のときは3:7でやっているの、自己資本3ということですけども、必ずしもそれがベストかどうかわからないし、それに近づけてどういうふうな戦略をとるかというのは、これは民間企業ですから、いろいろなやり方があると思います。ですから、必ずしもここだと言い切れないというのが答えだということでございます。

それでは、東京電力のほうからご回答をお願いしたいと思います。

○東京電力エナジーパートナー（大亀取締役副社長） 最初に、石炭を含めて環境面の話がございました。当社も自主的な取り組みとして、CO₂の原単位0.37に向けて取り組んでいこうということにしております。石炭も当然ございます。先ほど、ちょっとプラスになったというふうにお話しさせていただきましたが、そこも含めて、そういった大きな目標に向けてやっていく所存でございます。

当社は、全体的には石炭の比率が一番少ない会社ではあるのですが、今、開発をしているところとしては、福島県で復興事業としてIGCCという、石炭ガス化火力発電は、石炭の中でも一番最新の技術で、CO₂が少ない。こういったものを福島復興と含めてやっていこうと、こういった取り組みもあわせてやっていきたいと思っております。

それから、環境負荷の少ないところのいろいろな、例えばサービスの電気料金のメニューとか、そういったものはどのようなことがお客様ニーズがあって、私たちもご提供するのがいいのかどうか。これはご意見をいただきながら、これから考えていきたいと思っております。

それから、ウランにつきましての話がございました。ここにつきましては、2017年度は会計上、大きなコストが発生しているということでございます。今、まだ原子力の規制委員会のほうからは、柏崎刈羽の6、7号機につきまして、許可といえますか、認可をいただいているところですが、これから先、いつどうかというところは、まだ全く状況が決ま

ってございません。

そういった中で、ウランにつきまして、これから先のことを考えていったときに、今、ウランを購入する契約になっているものを少しでも減らしておこうと。契約なので、買わなければいけないのですが、それを減らしておこうと。減らすためには、補償費みたいな、ペナルティー的な、それを払わなければいけない。でも、そのほうがコスト的にはトータルとして、これから中期的にコストダウンできる。

それから、支払いのところも、現金がなかなかないものですから、そうすると、今、発電していないものがサイトにあるわけで、そこを現物として払うほうが、トータルとしてはうまくリソースを有効活用できていいのではないかと、こういったところから、そういう判断でやってございます。

それから、河野さんのほうから、改善勧告に関してございましたが、ここにつきましては、私たちはトヨタカイゼンを全社的に進めているところでございますが、大前提としては、大きくは品質、安全がありますけれども、そういったものを落とさないということが大前提でございます。そういった形の中で、いかに効率的に作業ができるかとか、いろいろなオペレーションを改善すればもっと安くなるということをやっております。今回の改善勧告のところにつきましては、そのための影響ということではない、私たちのほうのミスが原因だと思っております。

普及開発関係費のところ、辰巳さんのほうからございましたところは、東京電力自身が販売しているところの販売活動費は入ってきます。それから、東京電力の電気で販売するために、例えば代理店みたいなところに頼んでやるというのは、それは東京電力の電気料金メニューとしての販売活動、例えば手数料的な形になりますが、そういったものは普及開発活動ということで、ここに入っております。そういったものは、ここの中に含まれます。

○東京電力ホールディングス（神田経営企画ユニットグループ事業管理室原価分析グループマネージャー） 東京電力ホールディングスの神田と申します。

いただいた、利益の使途に関するご質問について、ご回答させていただきたいと思いません。

こちらのほうは、賠償、廃炉関連に使わせていただいているということでございますけれども、一般負担金や特別負担金という制度がありますが、そういう金額を含めまして、トータルで3,600億円ということでございます。

さらに、エナジーパートナーさんに関しましては、現在、配当としては733億円をこちらのほうに使わせていただいているといったところでございます。

○東京電力エナジーパートナー（大亀取締役副社長）　もう1つ、人件費のところ、パーセンテージ等ございましたが、パーセンテージにつきましては、震災前の基準からの表示、最初は20%、25%等、震災前基準ということでございます。

以上です。

○山内座長　それでは、また何かありましたら、お答えください。

ほかに……。圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員　自己資本比率の話が出たので、私が黙っているのもあれかなと思ったので、私なりの考え方をお話しておきます。まずガスのほうが電気より高いというのは、今時点もちろんそうですが、表の一番左の平成20年頃でも、ガスのほうが高かったのです。それは端的にいうと、電気に比べてガス販売量の伸びが高かったのが、一番の原因と思います。日本の都市ガスは、国土面積でいうと5%ぐらいしかカバーしていないわけで、石油から天然ガスへの燃料転換という形で、販売量が継続的に大きく伸びていたのです。ですから、5年後、10年後と考えると、ガス会社は必ず事業規模が大きくなっていくという過程にありました。そのときに、借金をどんどん積み増して事業規模を大きくするのが不健全だというのは誰でもわかることだと思います。将来、大きくなることに備えて、なるべく内部留保を貯めながら、事業拡大に備える。要は自分自身のお金と借金とをバランスよく使っていくことを念頭に置いて、自己資本比率が以前から高かった。それに加えて電力会社の場合は、3・11の後の原子力が止まって、赤字に陥って、自己資本を食いつぶすという状況になったので、格差が拡大しているのです。

電力の中で、格差があるのは、原子力が止まって、火力に置き換えざるを得なくて、そのときのインパクトが大きい小さいかに、端的にいうと尽きると思います。当然、原子力の比率が高かったところはダメージが大きくて、赤字になって、どんどん自己資本を食いつぶしていった。北海道電力とか、九州電力が該当すると思います。逆にそのウエートが小さかったり、原子力が止まったときに、比較的ランニングコストの安い石炭で対応できたところ、中部電力とか、中国電力は、赤字の額も小さかったので、そんなに自己資本比率が下がらなかった。だから、ここで格差ができたと思います。

では、何%が適当なのかというのも、松村先生がおっしゃったとおりで、ネットワーク部門は3割も要らないと解釈するのが適当だと思いますが、一方で発電部門については、

恐らくどんどんこれから事業リスクも高くなって、3割では自己資本比率が足りないという事業になっていくと思います。それをミックスしたときに、どのぐらいが適当なのかという、今時点では何ともいえないです。海外の電力会社をみると、4割とか、5割とか、もっともっと高いです。そのぐらいないと、健全と世の中から見てももらえない、資金調達がきちんとできないということも起きています。現時点では、日本は3割をめどに今までやってきたので、全産業平均もそのぐらいですし、1つのめどになっていますけれども、今後はネットワーク部門と発電部門とのバランスにもよるし、一概にはいえないと理解したらいいと思います。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

○東京電力ホールディングス（神田経営企画ユニットグループ事業管理室原価分析グループマネージャー）ご質問に対するご回答を補足させていただきたいと思います。

松村様から改善の話をいただいたと思いますけれども、今やるべきことを先送りして、そういうことで効率化というふうにみなしていないかというご質問に対してですけれども、今やっている効率化については、例でも挙げていますように、無駄とか、ロスを省く、1人作業でということを進めてございます。必要な対策については確実にやって、設備体質の維持ということを考えておりますので、そのようなことはしておりませんということだけご承知おきいただければと思います。よろしく願いいたします。

○山内座長　よろしいでしょうか。

ほかに何かご発言はございませんか。

それでは、時間の関係もございますので、議事を進めさせていただこうと思います。

議題（1）の関係者の皆様におかれましては、お忙しいところをご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

〔東京電力エナジーパートナー、東京電力ホールディングス退席〕

○山内座長　それでは、議題（2）になりますけれども、一般送配電事業者の収支状況等の事後評価について、資料6ですけれども、これについて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○日置ネットワーク事業制度企画室長　それでは、資料6でございます。一般送配電事業者の収支状況等の事後評価につきまして、ご説明させていただきます。

まず、資料6の3ページ目をごらんいただければと思います。

本事後評価についてでございますが、こちらは自由化後も引き続き独占であります送配電部門の効率化を促すことで、料金の低廉化と質の高い安定供給、この両立を図ることを目的としており、これを原則3年ごとに公開の場で評価を行うということとしているところでございます。

次の4ページ目でございます。事後評価の全体像でございますが、下段の左側のストック管理、フロー管理に関しましては、値下げ命令の判断基準ということで、従来から確認してきた項目でございました。昨年度から、右側の「④」番目、経営効率化に向けた取組等について、追加で確認をしている次第でございます。

加えまして、本年からは廃炉等負担金を踏まえた評価が追加となっております。この廃炉等負担金につきましては、ページを飛びまして8ページ目をごらんいただければと思います。

廃炉等負担金を踏まえました事後評価についてですが、本件は、平成28年12月の閣議決定を踏まえまして、福島の新増設を着実に実施すべく、東電グループは全体で総力を挙げて責任を果たしていくということが求められたということでございます。そうした話も受けまして、昨年10月の制度改正で、送配電事業におけます合理化分を廃炉に要する支援金に充てることのできるようにということで、東電PGが支払う廃炉等負担金は、費用として扱うということになった次第でございます。

一方で、廃炉費用の捻出のために、託送料金の値下げ機会が不当に損なわれてはいけないという趣旨のもとで、東電PGに関しましては、料金値下げ命令の基準が厳しめに設定されている、そのような内容になってございます。

本件の評価については、次回以降ということで、ご議論いただければと思ってございます。

続きまして、今年度の評価の進め方ということでございまして、まず11ページ目をごらんいただければと思います。

こちらは、昨年度の事後評価の評価結果の概要をまとめさせていただいたものでございます。右側の黄色の欄に3項目ございますが、こちらは今後の取り組みということで、「1.」事後評価を強化していくということ、「2.」目、系統連係する際に工事費負担金を評価していくということ、「3.」目、効率化を促す新たな仕組みの検討ということで、サービスレベルを評価する手法を検討していく、こういったことが掲げられてございます。

これを踏まえまして、今年度の評価におきましては、次の12ページ目をごらんいただければと思います。

今年度の評価のポイントとしては3点ということで、まず1つ目、経営効率化や高経年化対策の実施状況をしっかりフォローアップしていくという点。

2点目、調達単価につきまして、そして工事費負担金につきまして、単位当たりのコストを分析していくことで、確認・評価していくという点。

3点目といたしましては、サービスレベルの評価手法ということで、まずは系統接続への対応状況、そして計量結果の通知状況についてのデータをお示ししたいと思っております。これを踏まえまして、ご議論いただければと思っている次第でございます。

続きまして、1枚飛びまして、14ページ目でございます。今年度、では具体的にどのように議論していくのかということでございますが、今年度につきましては、まず事業者ヒアリングの対象は4社とさせていただいております。昨年度は、初回の事後評価ということもございまして、10社を対象としていましたが、今回4社ということで、その点が違ってございます。

とはいえ、横比較なりで、10社のデータを分析することに意義があるというものもございますので、そういったものを中心に事務局でデータをそろえさせていただいて、ご提示させていただければと思っております。そうした内容も踏まえまして、4社のヒアリングにおいては、その取り組み状況の詳細をヒアリングで確認していただければと、そのように考えてございます。

次の15ページ目でございますが、今回の公開の場におきますヒアリング対象事業者でございます。4社ということで、東北電力、東京電力パワーグリッド、四国電力、九州電力、この4社でございます。基本的には原価算定期間が古い順で選ばせていただいているということでございます。

次の16ページ目でございます。今後のスケジュールということでございますが、12月以降、4回程度ご議論いただきたいと思っております。本日は、そのキックオフということでございまして、赤枠で囲ってございますように、まずは各社の託送収支の状況を把握していただいて、その上で、各評価項目の具体的な確認方法、内容について、ご議論いただければと思っております。

続いて、17ページ目以降が託送収支の分析でございまして、ページを飛んでいただきまして、19ページ目をごらんいただければと思います。

収支の状況の分析——大部でございまして、少々ポイントを絞って紹介させていただければと思います。まず19ページ目、ストック管理に基づく評価ということになってございまして、今年度も値下げ命令の発動基準から一定の水準を超過した事業者は存在しなかった、そのような結果になってございまして。

1ページ飛んでいただきまして、21ページ目でございます。フロー管理に基づく基準も、同様にこの基準を超過した事業者は存在していなかった、そのような結果になってございまして。

その次の22ページ目でございます。廃炉等負担金を踏まえた評価につきましても、一定の数値基準がございまして、これに基づき確認をしたところ、この基準には抵触はしていない、そのような結果になってございまして。

続きまして、収支の状況ということで、3ページ飛んでいただいて、25ページ目をご確認いただければと思います。こちらは、想定原価と実績費用の総額を比較したものとなっております。東京、関西、九州に関しましては、2年連続でマイナス、実績費用のほうが少ないという結果になってございまして、残る7社につきましては、実績費用のほうが想定原価を上回ったという状況でございまして。

続きまして、その次の28ページ目でございます。こちらは、実績費用を人件費と設備関連費に分けて分析したものになってございまして、全体の傾向を申し上げますと、下段の表の真ん中でございまして、人件費、委託費に関しましては、想定原価よりも概ね上回っているという状況になっているようでございまして。

その一方で、設備関連費、その下段をごらんいただければと思いますが、想定原価よりも実績費用のほうが概ね下回っている、全体の傾向としてはそのようにみえるかと思いません。

次の29ページ目をごらんいただければと思いますが、人件費では増加に寄与した項目はどれなのかを分析したものでございまして、主に給料手当が増加に寄与しているようでございまして。

次、1枚飛びまして、31ページ目でございます。同様に、設備関連費の増減の要因について、各項目別に寄与度で分析したものでございまして。ざっと申し上げますと、修繕費が削減に寄与したということで、影響が多いのかなとみてとることができます。次いで減価償却費の影響もあるのかなとみえます。

さらに、1枚飛んで33ページ目でございますが、削減の寄与度が高かった修繕費に関し

てみますと、送電費、配電費、変電費、どの寄与が一番高かったのかみきましたところ、配電費の削減の寄与が高い、そのような傾向が全体としてはうかがえるということかと思えます。

最後、大きく飛びまして、43ページ目まで移動していただければと思います。こちらは、実績費用を実績需要量で割り戻した単価を示させていただいているものになります。中ほどの「③」でございます平成29年度の実績単価をごらんいただければと思いますが、平成29年度におきましては、一番実績単価が低かったのは北陸電力、4.58円ということでございまして、それに次ぎまして、中部、中国、関西、そのような順になっているということかと思えます。

以上が収支の状況でございました。

続きまして、各評価項目の説明をさせていただければと思います。ページを飛んでいただきまして、48ページ目をごらんいただければと思います。

まず、こちらは経営効率化の状況についてでございますが、各社の取り組み——昨年度も確認していただきましたけれども、その内容も踏まえまして、その後の取り組みの進展をしっかりとフォローアップしていくことだと考えております。

また、今年度に関しましては、各社が効率化計画を公表予定となっております。その内容もみていければと考えてございます。

続きまして、1枚飛びまして、50ページ目、仕様の統一化でございます。こちらも同様に、昨年度確認させていただいておりますので、それも踏まえて、その後の取り組みの進展を確認していければという点でございます。

さらに、51ページ目、競争発注比率についても同様に、まずは競争発注比率の推移を確認してまいりたいと考えてございます。

昨年の指摘の中で、競争発注比率の高さだけで、本当に実質的な競争が働いているのかどうか分からないではないか、そのようなご指摘もございました。この点につきましては、実際に実質的な競争を働かせるような調達の工夫といった点を、プレゼンテーションからまずは確認していければと。そこで得られた知見を横展開するような方向での議論ができればと考えてございます。

続きまして、次の52ページ目、調達単価でございます。これにつきましては、昨年、情報公開の在り方を含めまして検討していくことが、昨年度の課題となっておりました。

そこで、今年度につきましては、まずは工事費を含めた単位当たりのコストを公表、か

つ分析していきたいと考えてございます。

さらには、次の53ページ目でございます。新たに系統連係に際して要します工事費負担金につきまして、工事費を含めた単位当たりコストを公表、分析すること、それに加えて、工事費の見積もり時と精算時の際の金額等の乖離などについても、状況をみていきたい、その要因を分析してまいりたいと考えてございます。

次の54ページ目、高経年化対策でございます。こちらにつきましても、昨年度、かなりご議論をいただいたと思います。高経年化対策についても、重点的にフォローアップしていくということで、まずは昨年度の状況ということで、設備更新の計画とその実績がどのように乖離しているのかどうなのかといった点を確認しながら、実際に各社の取り組みを詳細にヒアリングで確認していく、そのようなことを考えてございます。その確認に際しましては、最新のアセットマネジメントの手法といいますか、AIやIoTの活用なども含めて、取組状況を確認していければと思っております。

続きまして、次の55ページ目でございます。まずは安定供給ということでは、停電回数、停電時間について確認することに加えて、安定供給に向けた取り組みということで、災害時に備えた取り組み状況についても確認していければと考えてございます。

接続、計量に関しましては、先ほど冒頭で申し上げたとおりでございます。

続きまして、次の56ページ目の送電ロスでございます。こちらは、送配電網の維持・運用費用負担の在り方の検討ワーキング・グループが別の場で議論されていたということでございますが、その中間取りまとめの内容を受けまして、事後評価の場におきまして、電圧別にみた送電ロス率を確認していこうという内容となっております。

最後、58ページ目でございます。4社ヒアリングにおけるポイントということでまとめさせていただいておりますが、基本的には、繰り返しになりますけれども、昨年度のフォローアップをしていこうというものを中心に、各社の取り組みを詳細に聞いていく、そのように考えてございます。そうした中で、良い取り組みの共有なり、横展開、各社への展開につなげていければと考えてございます。

加えて、廃炉等負担金に関しましては、評価対象となっております東京電力PGにつきまして、東電グループ全体の収支の状況、廃炉等負担金の額、また経営合理化に向けた取り組み状況、これらについて説明を求めていくということにさせていただければと考えております。

以上が、各評価項目における確認内容という形でございまして、今年度の評価の進め方

につきまして、ご確認、ご議論いただければと思います。

以上でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

今、最後にご説明がありましたように、これからどういうふうにこの評価をしていくかということ、皆さん、きょうご議論いただくということでもあります。一部については、既にあらかたの数字を出していただいておりますけれども、詳細な点等について、こういう評価項目で、評価の仕方でよいのかどうかということをご議論いただければと思います。

それでは、ご意見あるいはご質問があればご発言願いますが、いかがでございましょう。

どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員　　ありがとうございました。非常によく整理されていたとっておきまして、各社もこういうふうに項目を決められたことで、やるべきことが明確化して、効率化が進むと思います。それがさらに横並びされるということで、結構厳しいことが起こるかもしれないですけれども、そういうふうに進むと思いますが、評価される側にとつたらば、決められた評価項目をきちんとやらなければいけないから、やられるでしょうけれども、それだけやったらそれでいいやというふうにならないようにするための何かまた工夫で――ますます厳しくなるかもしれませんが、決められたことだけではない、先ほどもあった横展開していこうとしたときに、項目以外のところでも、こんな案があるよという話がもし出てきたりしたときには、プラスできるような余地を項目の中に、どういう表現をすればいいのかわからないですけれども、何かあるといいかなとちょっと思っただけです。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

それでは、松村委員、どうぞ。

○松村委員　　前回もいって、また同じことを繰り返し申しわけない。しかし、前回よりも僕はさらに必要性が増していると思っているので繰り返します。送電あるいはひよっとしたら配電も含めて、調達コストについては、国際比較をぜひともやっていただきたい。国内で、どの事業者がましで、どの事業者がひどいかという相対評価だけではなく、そもそも全体として高過ぎるかどうかを厳しく確認していただきたい。極端に高いところと比較して、それよりはましだという議論だけではなく、国際調達している普通の欧米諸国、あるいはアジアの諸国のコストに比べて、高くなり過ぎていないかどうかをきちんとチェックしていただきたい。

再エネに関しては、太陽光にしても、風力にしても、国際的な調達価格はこれぐらい、だからFITの価格はこれぐらいを目指すべきということ強く打ち出している。そのときに、もちろん工事費とかがあって、それは国内特有の事情がいろいろあるという点もあるわけけれども、それでも諸外国はこの値段でやっているのに、どうしてこんなに高いのだということで、目指すべき水準としては、明確に国際的な水準が打ち出されて、主力電源とならなければいけない電源に対しては、そういう圧力という変ですけども、そういう目標を与えようとしている。

その中で、でも再エネの事業者にとっては、コストの無視できない部分は接続に係るコスト。そのコストが国際標準からかけ離れた高コストを要求されておきながら、FITの価格だけは国際標準にしるなんていわれたって相当無体ではないかとの意見もあった。あるいはきのう、山内座長がそちらでも座長をされていたわけですが、調達価格等算定委員会では、なぜ正常利潤に当たる利益率が下げられないのかという点に関しては、そちらの送配電回りの不確実性が大き過ぎて、リスクが大きいという話が出てくるということは、これから再エネの普及ということを考えてとしても、これが大きな壁になっていることは、私たちは認識する必要がある。

かかる費用はかかる費用なので、無体下げろといっているのではない。安定供給を損ねてまで下げろといっているわけではないのだけれども、投資量はともかくとして、単価が国際水準に比べて高過ぎる事態がもしあれば、日本の特殊事情をことさらに言い立てて差があって当然と安易にごまかすのはもう許されないのではないか。

昨年度でも、東京電力は、自分たちはそれを目指してちゃんとやっていることをいっていただいたわけですが、それはちいい。しかし本当にそうなのかは、やはりここがちゃんとチェックしなければいけない。難しいのはとてもよくわかりますが、難しい問題は再エネだってもちろんあるわけです。再エネでもあるわけけれども、それでも明確な政策を打ち出してきたことを踏まえて、送配電のコスト、託送料金、もちろん接続のコストも、国際的に引けをとらないような低コストであることをきちんと示しておく必要があるし、それを目指すことを明確に出すべき。その意味では、各社の比較は、もちろん重要でないとはいわないですが、それだけでいいのかはきちんと考える必要がある。

一方で、それを今いって、今年度の評価に間に合うように、リアルなものが出てくるかというのは、難しいのはわかるのですが、しかし、これはちゃんとっておかないと、来年度の今頃またいって、また来年度も、そんな急にいわれても難しいといたら、

いつまでたってもできないので、これは努力していくべき問題。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

華表委員、どうぞ。

○華表委員　わかりやすくまとめていただき、ありがとうございました。

私のほうからは、4スライド目のところで、右側で、「④」のほうで、経営効率化に向けた取組等というところで、こうやってみていくということがご紹介されているのですが、ここで経営効率化はもちろん求めていくということと並行して、中長期的な安定供給等、適切なサービスレベルの確保というところで、ちゃんとサービスレベルが維持されているかということもきっちりみていくということで、この費用対効果というところもきちっとみていくというふうに理解していて、そこはとても重要なことではないかと思っています。

そういう意味では、「(2)」と「(1)」というところが一定のトレードオフの関係があるという面もありますので、そういう中で、費用対効果としてどうなっているのかという視点も極めて重要かと思っています。

加えて、「(2)」のところで、基本的に安定供給とか、安全とか、そういうところが挙げられていると思います。一方で、海外に目を向けると、例えば英国なんかでいえば、いわゆる効果の面というか、適切なサービスレベルというところに、再エネの普及へどれだけ貢献しているかとか、そういう視点も出てくる面もありますので、そういう意味での効果に対してどれだけ費用があるかというところの視点も必要になるのかなと考えています。

あと、ちょっと違う話で、52スライド目、調達単価の話がございまして、これもこういった形で適正水準をみていくのは極めて重要だと理解しているのですが、これをみるに当たっては、どの費目をみるのか、そしてその費目をみていって、効果を出してことによって、全体として影響が大きいのかどうかというのはきっちりみていく必要があると思っています。

ある費目をみたのだけれども、それで10%削減したのだけれども、結局、全体でいえば大して効果がなかったというのでは意味がないので、仮にここで10%減らしたらどれぐらい減るのかというのはきっちりみながら検討を進めていく必要があると思います。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

河野オブザーバー。

○河野オブザーバー 今後の評価の視点といたしましょうか、論点をご説明いただいて、ありがとうございました。

昨年も私はこの場に出させていただいておりまして、理解できたのかできなかったのか未だによくわからない状況ですけれども、昨年の評価をしっかりと書いてくださっていますので、課題となっていることに関しましては、さらに深い理解につながるような形での検証をしていただけるというふうに期待しております。

実は、専門家の先生方がいらっしゃいますので、そういった点は、数字も含めて、コスト面とか、効果面とか、しっかりみていただきたいとは思いますが、昨今、一般の消費者からすると、いわゆる送配電のところで気になる事象が幾つかありました。例えば北海道のブラックアウトの件、それから九州電力の安定性を保つための系統接続の制限の話です。こうした問題は、この場の議論には直接的には関係ないかもしれないのですが、恐らく送配電に関する国内でのさまざまな課題が如実にあらわれたといたしましょうか、顕在化していると思います。非常に不安に思っているところがございますので、そういったことに、この場で解が示されるとは思いませんけれども、少なくともこういった問題に対しても、国民や社会がある一定程度納得できるようなご見解を示していただければと思います。もしかしたらこれに対応するには、私たちは託送料金の負担が増えるのかもしれませんが、でも、もし増えるとしても、そのことに対して国民は知っておくべきだと思っていますので、そのあたりに対する何らかの方向性を示していただければと思っています。

同様に、ことしは自然災害が非常に多く発生しました。こういった託送料金のフォローアップというのは、前年度が適正だったかどうかということですが、異常事態があったときに、そのことのコストはどういうふうにコントロールされていくのか、毎年違いかもしれませんが、そういうことに対する備えについて気になります。今回は、特に送配電に関していえば、大きな費用が発生しているのであろうと想定できますので、そのあたりを今後どう考えていくのかもお示しいただければと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

○山内座長 ありがとうございます。

東條委員、どうぞ。

○東條委員 私のほうから2点。1点目は、松村委員とほぼ同じ問題意識ですが、スライドの51ページ目で、昨年度の評価結果で、実質的な競争が働いているかどうかを把

握せよと。そのときには、具体的な調達手続等についても確認していくというお話でしたが、国際的なベンチマークを設けて、それに対してということももちろんあるのですが、横並びの中でも、その取り組みが結果としてあらわれていない事業者に関しては、より踏み込んだ説明責任も求めていく必要があるのではないかと。調達に関していうと、大体同じような状況に直面していると思いますので、ただ単に競争発注比率を高めて、手続はちゃんと踏んでいると、これだけの説明ではやはり足りないのではないかとというのが、1点目です。

もう1点は、純粋な質問をさせていただきたいのですが、サービスレベル評価のところ、本年度お選びになったのが、55ページ目、接続関連と計量関連、この2点を今年度選択した理由についてお伺いしたいのですが、これがサービスレベルの評価指標として重要だから、この2つが選ばれたのか、それともデータがとりやすいという理由で選ばれたのか、そのあたりを事務局にお伺いしたいと思います。

○山内座長　　今、辰巳委員の発言が終わったら、事務局から全体のコメントをしてもらいますので、その中で今のお答えをお願いします。

辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員　　まさにいなければいけないと思っていたことを河野さんがいってくださったもので、かなりかぶっております。

要は、大規模災害のことは、この評価からは外すという前提に立ってはいるけれども、停電は別に北海道に限らず、いろいろな地域で、今回、たくさん起こってありましたもので、私たちからすれば停電に対しては不安が大きいし、そういう意味では、もうちょっとちゃんと非常用のときのことも、別につくるかどうかわかりませんが、検討してほしいと思ったもので。

基本的に消費者が電気料金を払うときに、託送料金を払っているという意識は全くない人が多いと思います。料金の中に一緒になってしまっていますもので。かなりの比率、3割ないし4割の託送料金という比率を占めて、高いお金を払っているわけだから、それはきちんとしてここで検討されていることがわかることが重要だと思うので、こういうやり方は大事なのですが、その折に、停電のことは一番気になるし、今回、いいといっているけれども、いい例があったと考えて、私も全く同じことを思っていて、ちょっと追加しました。すみません。ありがとうございます。

○山内座長　　松村委員、簡潔をお願いします。

○松村委員 先ほどトレードオフということが出てきて、今回も安定供給ということが出てきて、私はとても危機感を持っています。それは一見正しいことのようにみえるのだけれども、かなりの部分はそうではないと思っている。例えば連系線を300万つくるのか、600万つくるのか。当然、600万のほうがコストがかかる。でも、そっちのほうが供給安定性は高まる。その場合にはトレードオフというのは、とてもわかりやすい。300万をつくるのに、何でこんなにばかみたいにたくさんのコストをかけるのかというたぐいの話をするときには、これはその手のトレードオフは絶対にはないとはいわないけれども、相対的に小さい。つまり、設備形成をするときに、どれだけ設備形成をすべきかという問題では、まさにその問題に直結するけれども、調達単価をちゃんとリーズナブルな水準にしてくださいというときに、その議論を言い出すと、また10年前、20年前の議論に戻ってきてしまう。私たちはずっとこれと戦ってきて、このペンキの色に塗り替えたほうが、カバーの色を変えたほうが安定供給が高まる、そのためにすごいコストが上がるのですなんていう説明で、煙にまかれて、ずっと高コスト体質をその口実で温存してきたことの反省に立って、これからちゃんと対応していかなければいけないというときに、そういう話をしだすと議論が後退すると思います。

しつこいようですが、どれぐらいの設備形成が適切かというのは、料金審査でやるのは確かに極めて難しいから、主に別の委員会でちゃんとやります。だけど、調達単価を主に議論するときに、本当にその問題がレバントかどうかもちんちんと考える必要があると思います。

以上です。

○山内座長 最後におっしゃったのは、通常の企業の感覚でやってはいけないということになりますけれども。

事務局のほうから。

○日置ネットワーク事業制度企画室長 ご指摘等をありがとうございます。いずれのご指摘もごもっともと思うところがございまして、松村先生からご指摘の国際比較も可能な限り頑張りたいと思っております。

評価をするに当たっては、インパクトについても考慮するといった、華表委員なり、東條委員からのご指摘も踏まえた、資料を準備させていただければと思っております。

ご質問いただきました、サービスレベル、接続、計量を選定した理由ということでございますが、まず送配電部門は、自由化に伴って事業者に対してさまざまなサービスをして

いく。その典型の例としては、系統接続に——工事負担金という形では価格面の話がござい
ますが、接続に当たっての対応について、これは長いとか、そういった声も上がってい
る中で、これを取り上げていくということでございます。

そして、計量につきましても、スマートメーターがどんどん普及しているという中で、
どのように変化をしているのかという観点も含めて、これはみていきたいと思っていると
いうことでございます。

それ以外の事象について取り上げることももちろんあり得ると思いますが、本年度につ
いては、まずこちらから着手していければと考えているということでございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

今お答えいただきましたように、できる限り対応するというで、基本的には事務局
ご提案の方向で評価を進めていただければと思います。

それでは、続いて、ガス導管事業者の収支状況等の事後評価について、資料7、これを
事務局からお願いいたします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 資料7でございます。早速、3ページをごらんくだ
さい。

ガスにつきましては、電気から1年おくれて、昨年度、29年度から小売全面自由化、そ
して製造導管工事といったライセンス制の導入など、大きく制度が改正されまして、この
夏までに各導管事業者から制度改正後、初めてとなる託送収支計算書が公表されていると
ころでございます。

これを受けまして、3ページに記載のとおり、本会合の親委員会でございます電力・ガ
ス取引監視等委員会におきまして、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状
況等について、事後評価を行おうということが決定されたところでございます。趣旨は、
ここに記載のとおりでございます。

評価内容につきましては、3ページの下のほうに書いてございますが、「① 託送収支の
状況」「② 効率化に向けた取組状況」「③ 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況」、
そして「④ 内管工事の取組状況」、この4点について分析をして、評価をする。

その中で、制度面での対応の必要性が浮き彫りになってきた場合には、その在り方につ
いて検討すると、このようにされたところでございます。

本日は、各社の収支の概要をご説明して、これの進め方について、ご審議をいただきました

いと考えてございます。

4ページをごらんください。その対象事業者でございますが、電気の送配電事業者と比べて、ガスの導管事業者は数が多くなっております。記載の143社が対象となるということでございます。

5ページには、参考として、現在、新規参入があるエリアをまとめた資料を載せてございます。

1枚飛んで、7ページをごらんください。まず、各社の託送収支を分析するに当たりまして、留意すべき点が実は2点ほどございます。まず7ページでございますが、ガスの導管事業者の中には、3月決算以外の事業者も実は多うございまして、これらの事業者については、今回、公表されている託送収支には、制度改正前の期間も入っておりますので、今回の分析においては、数字は参考データとし、精緻な分析は行ってございません。

それから、8ページでございますが、ガス導管事業者の中には、過去の経緯などから、複数の地域について、別々に託送料金を設定している会社もございまして。これについては、現在の制度では地域ごとの託送収支計算書をつくるということになっておらず、地域ごとに超過利潤がどうなっているかというのを見ることのできない状況にございます。これについては、今後とも、このままでいいのかどうか、検討が必要というふうに考えてございます。

9ページ以降、各社の収支を分析した結果を載せてございます。ちなみに、各社の具体的な数字につきましては、資料8として表をつけてございますので、必要があればそちらをご参照いただければと存じます。

まず、9ページが、各社の超過利潤と値下げ命令の判断の基準となる一定水準額とを比べた表でございます。29年度単年度で、既に超過利潤累積額が一定水準額を超えたという事業者が、一般ガス導管事業者で3社、特定ガス導管事業者で1社ございました。

さらに、一定水準額の3分の1を超えた会社が、一導で9社、特導で2社ございました。

10ページで、今申し上げた一定水準を超えた4社につきましては、このまま原価算定期間が終わる2020年4月1日までに値下げ届出が行われない場合には、所管の経済産業局長から変更認可申請の命令を行うことが必要ということになりますので、各社の今後の方針について確認していくことにしたいと考えてございます。

1枚飛んで、13ページです。各社の超過利潤を営業収益に対する比率で比べたグラフでございます。青い棒グラフが超過利潤、それから三角が一定水準額でございます。超過利

潤が20%を超えている会社が5社、5%を超えている会社が23社ございました。

続いて、14ページでございます。各社の収入について、想定からどれだけずれたかというのを分析した表でございます。収入が想定から20%以上上振れした会社が3社、下振れした会社が1社ございました。

それから、15ページは、各社の費用が想定からどれぐらいずれたかという結果でございます。費用が20%以上上振れしたのが4社、20%以上下振れした会社が3社ございました。

この費用について、もう少し費用別にみるとどうなるかということでございますが、まず16ページでございますが、昨年度の制度改正に当たって託送料金を設定するに当たりまして、青色の部分の費用については、ヤードスティック方式について計算する。黄色のところについては、個別に積み上げて計算するという方式とされてございました。

それぞれについて実績がどうだったかというのを分析したのが17ページでございますが、まず17ページは、ヤードスティック費用についての結果でございますが、実績のほうが想定よりも上回っていたという会社のほうが多かったという結果でございました。

18ページが、設備投資などの個別査定を行った費用のほうでございますが、こちらについては実績のほうが費用よりも少なかったという会社が多うございました。

19ページからは、今回の制度改正にあわせて導入された費用についての分析でございます。19ページは、事業者間精算費用でございますが、これについては、想定の数倍になったという会社もあれば、想定の数分以下となったという会社もありまして、比較的大きな振れがあった費用項目でございます。

21ページが、需要調査・開拓費というものでございますが、これについては下振れをした事業者が大半でございました。

以上が、各社の託送収支について、ざっと分析した結果でございます。

これを踏まえまして、23ページから、今後の進め方についての事務局の案を示してございます。まず23ページ、託送収支の状況でございますが、これについては、大きな超過利潤が発生している事業者、例えば営業収益の5%以上発生している事業者について、詳細にその要因、それから今後の見通しを分析・評価をしてはどうかと考えてございます。その上で、今後とも大きな超過利潤が継続すると見込まれる事業者については、今後の対応方針について聴取してはどうかと考えてございます。

加えまして、事業者間精算費用など、想定と実績に大きなずれが生じている品目について、より詳細に分析したいと考えてございます。

続いて、24ページ、効率化に向けた取組状況についてでございますが、これについては、先進的な取組を行っていると思われる大手3社からヒアリングをいたしまして、特に効果の大きいものなどについて分析し、横展開を促進していったらどうかと考えてございます。

それから、25ページ、中期的な安定供給に向けた取組につきましては、各社の高経年化対策等の設備投資、あるいは修繕費などの状況を分析・評価をする、それからガス利用拡大につきましては、各社の導管延伸あるいは区域拡張等について分析・評価をしたいと考えてございます。

それから、最後、26ページでございますが、内管工事につきましては、各社の見積もり単価表を集めまして、それを比較するという事とともに、効率化に向けた取組、それから収支の状況などを、まずは評価したいと考えてございます。

最後に、31ページ、今後の予定でございますが、電気と同様に、12月以降、4回程度議論をさせていただいて、3月に取りまとめを行うということを考えてございます。

以上、特に23から26ページにお示しした、今後の進め方についてご意見をいただければと考えてございます。よろしくお願いたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょう。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 まず今年度ではなくて申しわけないですが、ガスは大きな宿題が1つ残っているということは、常に忘れないでください。ヤードスティックで簡易な査定をしたまま放置している部分があるのだと。だから、今年度ということではない、当然、事後評価なのだから、そうじゃないというのはよくわかりますが、宿題が残っているということは、必ず忘れないでください。

次に、事後評価ですが、これは自由化が始まって、まだ1年ちょっとということで、とても難しいという側面はあると思います。例えば、需要開拓費というのに関しても、今回出された資料で、「何だ、これは」というか、もともとの申請あるいは料金原価の織り込みがめちゃめちゃいい加減だったのではないかということをおぼろげに思わせるようなものではあるのだけれども、一方で、需要開拓の性質からいって、前年度やると思っていたら、実績が出てくるのが少しおくれて4月になってしまった、5月になってしまったということになって、年度が変わるということはあることなので、1年だけの評価ではちょっと難し

いかなということ。だから、これだけで決めつけるのは、かなりまずいかなという気はしますが、逆にいえば、来年度の時点ではもっと正確にわかっていくことになると思いますので、今年度やるのがいいのか、来年度回しにするのがいいのかは別として、需要開拓費は相当もめたところでもあるので、ここはどこかできちんとみていただきたい。

それから、もう1つ大きくもめたところは、二重導管による需要脱落も大きくもめました。このときに、各社が申請のベースで、これぐらい落ちると予想しました、査定してこうなりました、実績がどうなりましたという、この3段構えでみせていただきたい。これも今年度がいいのか、来年度がいいのかというのはちょっと微妙なのですが。

ほかの経費、需要開拓費に関しては、申請したのはこれだけだったけれども、この額に査定されたので、こんなに査定されてしまったから、申請額はこれだけ出したけれども、それだけ支出できないから、だから査定額を上限にしてしか出せませんということはありませんが、需要脱落の見込みというのはそういう性質のないものですので、もともと事業者が出したのがどれぐらい正確だったのか、どれぐらいいい加減だったのかということを私たちはみる必要があると思いますので、申請、査定、実績というのを並べて、次回以降、あるいはひょっとして来年度でもいいかもしれませんが、どこかのタイミングでみせていただければと思いました。

以上です。

○山内座長　そのほかに。

辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員　消費者にとっても近い場所として、内管工事のお話があるのですけれども、このあたりも、内管工事費は消費者の側が負担するのだということも、まだまだちゃんとした理解がされているのかどうかわからないぐらいの感じだと思っているのですけれども、基本的に自分が都市ガスが欲しいと思って内管工事を頼む場合はまだしも、当然だと思えますが、宅地造成されてしまっているところで、既に内管も引かれていて、そこに家を建てようという人たちにとっての内管工事の説明はどうなっているのかなと思ったりして、それも同じように内管工事費は別途、各個別に発生していると思うのです。そのあたりの内管工事費というのが非常に曖昧、私たちにとって——何がしたいかということ、曖昧なのです。曖昧な故に、逆にいうと、設備と一緒にお金も取られることもあり得るとか、消費者問題が起こってくる部分だと思うのです。そこら辺、厳しく、本当に内管の工事のため、管を引くための費用だということがちゃんとわかるように、きちんと説明すべきだ

と思うのです。大きな事業者の人は、そんなことちゃんとやっていると思うのですけれども、先ほどの地方に行けばどういうふうになっているのかなど、私は心配しているだけなのですが、本当に心配だけで、本当にはちゃんとやっているよということであるなら、それはそれでいいのですけれども、そのあたりをきちんとヒアリングの対象になるところ、利益を上げているところなんかは、ぜひきちんと調べていただきたいというか、ヒアリングでお願いしたいというふうに思いました。

以上です。

○山内座長 河野オブザーバー、どうぞ。

○河野オブザーバー ガスの託送料に関しましては、今回お示しいただきました資料を拝見しても、まだまだ始まったばかりといいましょうか、収益のばらつきも非常にありますし、今後に向けて、先ほど松村先生がご指摘いただいたようなところも含めて、しっかりこの場で確認していただければと思います。

電気料金の明細書には、しっかりと託送料金、低圧であなたは幾ら負担していますよということが明記されていますけれども、ガスのほうはまだまだそこまでいっていません。どんな費用を払えば、私たちは適正な負担をしているのかということ、この会議を通じてお示しいただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○山内座長 男澤委員、どうぞ。

○男澤委員 ありがとうございます。確認なのですけれども、今後の評価の進め方のところの、「①」番、託送収支の状況でございます。こちらの2つ目のところで、事業者間精算費など、想定原価と実績費用に大きなずれが生じている費用項目について、詳細な分析ということで書いていただいているのですが、例えば個別査定の対象費目の中で、仮にずれがさほど大きくなくとも、やはり絶対額として大きな費目のようなものについては、今後の分析が上がってくるという理解でよろしいでしょうか。

○山内座長 いかがでしょうか。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 今いただいたアドバイスを踏まえて、もし絶対額として大きいところもあれば、取り上げて分析したいと思います。

○山内座長 よろしいですかね、そのほか。

では、全体について、コメントをお願いします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長 今、幾つかご意見をいただきましたので、事務局のほうで頑張っておデータを集めて、資料を作成して、また次回以降、しっかりご議論いただ

くように準備をしたいと思います。

○山内座長　それでは、ご意見をいただきましたので、それを踏まえまして、事後評価を進めていただければと思います。

本日予定していた議事は、以上でございます。

最後に、事務局から何か連絡事項等があればお願いしたいと思います。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　本日は、どうもありがとうございました。

今回の開催日程につきましては、後ほど事務局よりご連絡をさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、後ほど事務局より連絡を差し上げますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

○山内座長　どうもありがとうございました。

ちょっと時間を超過しまして大変恐縮でございましたが、第33回料金審査専門会合をこれで閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

——了——